

別表十（四）付表二の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で海上運送法第34条第2項第3号（日本船舶・船員確保基本方針）に規定する船舶運航事業者等に該当するものが措

置法第59条の2（《対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》）の規定の適用を受ける場合に記載します。